



進路だより



福岡県立築城特別支援学校 進路指導課

「受給できる障害年金について」

今回は、年度始めにご協力いただいたアンケートの中から「受給できる障害年金」についてお知らせいたします。

障害年金を受給するために必要な提出書類や条件などについて、ご存じの方もおられると思いますがお知らせさせていただきます。

障害年金とは

→病気やケガ等によって、日常生活や仕事などが制限させるようになった場合に受給することができる年金。

①障害基礎年金、②障害厚生年金の2種類がある。

①、②のどちらに該当するかは「初診日」が重要となる。

今回は①障害基礎年金について解説します。

※「初診日」…障がいの原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日

①障害基礎年金…「初診日」に国民年金に加入していた人、生まれつきの障がいや「初診日」が20歳前後にある人が対象

【等級】1級、2級（1級の方が重い）

【金額】1級…年額約100万円（月額約84,000円）

2級…年額約80万円（月額約68,000円）

②障害厚生年金…会社員など「初診日」に厚生年金に加入していた人が対象



申請に必要な書類

- ①年金手帳・基礎年金番号通知書
 - ②年金請求書
 - ③医師の診断書（障がい認定日の前後3ヶ月以内に作成されたもの）
 - ④受診状況等証明書（診断書を作成する病院と初診日の病院が同じであれば不要）
 - ⑤病歴・就労状況等申立書
 - ⑥戸籍抄本又は住民票
 - ⑦受取先金融機関の通帳等（本人名義）
 - ⑧所得証明書
 - ⑨印鑑
- ※その他、状況に応じて必要な書類があります。



申請できる時期

→20歳の誕生日の前日から申請可能

※ただし、

- ①自分から申請しないともらえない
- ②申請すれば必ずもらえるわけではない
- ③必要書類の準備等に時間がかかるため、前もって準備した方がよい
- ④申請時に書類の書き直して時間がかかる場合もあるため、事前に居住地の福祉課や年金事務所に相談しておいた方がよい



本校での取組

→高等部3年生を対象に「障害年金制度説明会」の実施
年金事務所の方に説明していただいています。
直接質問もできます。



今回取り扱った内容は基本的なものになります。

年金の申請や書類の準備等でご不安な場合は、居住地の福祉課や年金事務所にご相談ください。

